

佐賀県告示第二百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年八月十四日から平成二十四年九月十三日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	後 変 更 前 の 別 幅 員 メートル
県道 中原鳥栖線	三養基郡みやき町大字簔原字 千入道九三一番一地从先から 三養基郡みやき町大字簔原字 千入道八九一番一地从先まで	後 二九・八 一八・六
	三養基郡みやき町大字簔原字 千入道九三一番一地从先から 三養基郡みやき町大字簔原字 千入道八九一番一地从先まで	前 三二・五 一八・六
		延 長 メートル 二五六・八